

中世都市經濟勃興の背景 (上)

—— 獨逸都市經濟史論 第一篇 ——

中野清一

目次

- | | |
|--------------|----------------|
| 第一節 序 說 | 第四節 農民の經濟的獨立 |
| 第二節 身分組織の變遷 | 第五節 手工業者の經濟的獨立 |
| 第三節 莊司の經濟的獨立 | 第六節 商業及交通の發達 |
- 本號所載

第壹節 序 說

一。先づこの小論に於て當面しようとする問題の一般的な約束を掲げる。

この小論に於ける考察の重心はあくまで獨乙中世に於て都市經濟が都市經濟として成立し勃興してゆく過程の上におかれる。換言すれば都市が都市として成立し勃興してゆく過程をではなくして(私共はこの過程を既

にカロリంగాー朝時代に見る事が出来る。(註1)都市の營む經濟的機能(註2)に擔はれて一般經濟生活の營みが可能である程に、前者が後者の機構を一義的に規制しておる如き事態、かゝる事態が成立し擴充してゆく道行をこそ考察の中心にひいてこようとする。(私共は斯る事態を王朝時代がすぎ十三世紀に入つて後始めて目睹する事が出来る。)従つてこの約束の當然の結果として (イ)獨乙都市成立の時期、場所、様式等に關する一般的措定、(ロ)この如き措定の可能の爲めには必ず試みらるべき莊園制度の性質、範圍等に關する見定め、(ハ)更に溯つて古代末期、中世初期に於けるローマ人の經濟生活の様式とゲルマン人のそれとの間の關聯、特に都市生活の側面に於ける關聯についての一般的措定は何れも考察の埒外におかれる。

更に一步を立入つてみる。等しく獨乙中世經濟史上の都市經濟時代のうちにあつても前後に二つの時期を劃する事が出来る。その第一は都市經濟的活動の中心である處の都市が同時に政治的社會的權力の中心としてある時期であり、その第二は等しく原則的には都市經濟的活動の營まれてある事に別異はないとしても政治的社會的權力の中心が既に地方諸邦の手に遷されてゐる時期である。(註3)年代的に言へば前者は略十三世紀から十六世紀末にかけて、後者はそれ以後中世末期迄といふ事が出来よう。私の關心は就中、このいはゞ都市經濟時代前期としての、狹義における都市經濟がかゝるものとして成立し勃興してゆく過程の上におかれてゆく。この二重の限定の下に都市經濟勃興の經濟史的背景を考へてゆかうとする場合、背景としてとり入れらるゝ事象の始端を、フランク王朝以後に於て莊園制度が崩潰してゆかうとする時期に求めようとする。換言すれば

既に何程かの程度に於て經濟活動を營み始めてゐる都市をも含む一般經濟生活の支配的な原理であつた莊園制度を一定の與へられた姿に於て受取り、こゝに背景として着眼の中に入り來る事象の發端を求めつゝかゝる經濟生活の様式がその發展展開の裡に如何なる契機を現出せしめてゆき、而してこの契機の更なる發展が如何なる姿と道行において都市經濟にまで導いて行つたかを考へてみようとするのである。

二。一步を立ち入つて問題の具體的なる姿を瞥見してみる。

ロツチェは中世史の一般相をその運載者の態様によつて規定して「小單位の時代」であつたとする。(註4)

私はこの表現が中世史の中わけでも初期より中期への過渡期に於て殊に恰好のものであるのを覺える。フランス王朝時代に於ける經濟生活の唯一の擔當者であり單位でもあつた莊園制度が崩潰してゆくと共にその内外に涉つて多くの小經濟單位が浮び出でてゆき、分業に伴ふ「職業の同一、従つて生活程度の同一」(註5)といふ經濟的事情の共通の故にこれらの經濟單位が各々に相集ふて社會的に身分階級ステラングとして對立する様になり、臆てその間から都市と都市民とが支配的のものとして頭抜けて行つたこの過渡期程、躍如として「小單位の時代」であつたものはないであらう。従つて私はこの過渡期における經濟生活の理解のために、各小經濟單位がステルネットクの所謂「職業身分階級」として新しき社會組織を生み出すに到る迄の身分又は階級組織の推移の上に第二節を割いて考察を向けようと思ふ。

然し乍らかゝる組織變遷の結果として現れてくる各身分階級の一々について各々の經濟生活の展開を跡づけ

てゆくの要はない。後述の如く莊園制度の經濟生活はその土地を一は自己經營によつて他は貸付ライエによつて利用する形をとる。而してその中後者は或は騎士に對する封地レヒエンとしてか、或は農民に對する賃租貸付地チレンスグレイツとしてか見はれてゐる。中にあつて騎士封地は間もなく莊園制度から分離し去つてそれ自ら大小様々の莊園となり上つており、農民賃租貸付地は領主に對する自然物貢納、又は貨幣を以てする賃租貢納、馬耕役、主圃耕役を果す義務、土地所有關係變更の場合における公課上納の義務等を負ふてゐる自由民、不自由民に貸與されたもの以外ならないがこの貸與の形式は益々自由のものとなり、従つて農民の自由な經濟活動の餘地を大ならしめる方向に展開してゐるのを見る。第四節に於ては私はこの農民に對する賃租貸付地の獨立してゆく姿を莊園制度の崩潰してゆく過程との關聯に於て考察する。

かくして騎士リツターの又農民の獨立があるならば莊園制度の中から脱却すべく殘されてゐるものは莊園の自己經營を委ねられてゐる農地管理人マイエー(又は莊司)の經濟活動であらう。私はこの莊司の獨立してゆく過程、換言すれば所謂莊司制度(Villikations system)の崩潰してゆく過程の瞥見に第三節をあてる事としよう。

ボルハルトは中世初期における、後代の發展に規定的な重要な事象二つを擧げて莊園制度内部における分業の發生展開とその外部における小經營の成立發展とする。(註6) 嚴密に言へば前者は後者のうちに含まるゝものと考へ得るが、この點を姑く措くとするならば上出の莊司の獨立と農民賃租貸付地における「自由土地利用形式」(ランプレヒト)の發展とは明に後者の事態を意味してゐる。従つて私は考察を所謂、莊園内部におけ

る分業の展開それ自身の上に向けてその中特に手工業者の經濟活動の展開してゆく姿を顧みなければならぬであらう。第五節が即ち是れである。

斯くの如くにして莊司の、農民の、又手工業者の經濟活動の獨立がみらるゝに到るならばこれらの事柄と固より相互制約の關係にたつものではあるが各經濟單位の、交換・市場・商業・貨幣に對する要求は愈々一般的となり、原則的となつてゆく姿に着眼する事が出来る。こゝに到れば是等の望まれたる機能をその本質としてもつ處の都市が一般的な經濟生活のうちに支配的な地位に上つてゆく事は容易の事であらう。私はこの間の事情を最後の節に於て取扱つてみる。

第二節 身分組織の變遷

ランプレヒトは中世史の展開を擔ふ身分階級を分つて騎士、僧ガイストリッヒ侶、市民、及び農民の四とする。(註7) ステルネックはこの中騎士階級に當るものを細分して王、諸侯、貴族の三とする。(註8) 而して又ボルハルトはこの貴族を細分して高位貴族及び低位貴族即ち單純なる騎士としてゐるかの様に見える。(註9) 市民と總稱せらるゝ者についても猶分析の餘地はあるとしてもこの小論の關はる限りに於ては市民階級の確立は寧ろ都市經濟成立の後、又は少くともそれと同時に云爲さるゝべき事柄であらう。更に又ボルハルトの所謂低位貴族を除く他の一切の騎士並びに僧侶の階級に屬するものは所謂莊園主として、本論の關はる時代に於ては漸次にそ

の經濟活動の範圍を減じ、且つその政治的社會的權力を失ふてゆく人々に外ならない。

かくしてこの節における私の注目は主として騎士階級の中、ペラムランスタッド莊吏階級と稱せらるゝ低位貴族と農民階級の上に向ふ事となる。

古代の獨乙民族の身分組織の上に一瞥を投じてみる。古代の社會生活の構成單位は血縁を紐帶とする家族から成る氏族ツッペであり、従つて共同の祖先に出でておるもののみがこの氏族の成員として、出生に於ても權利の享有に於ても「出生に於ける自由民」であり「完全自由民」であつた。之に反して被征服民族、及び會て自族の自由民であつたにも拘はらず、犯罪、經濟的負擔の理由の故に「隸屬民」の地位に墮ちた人々は何れも「不自由民」として氏族には屬せざるものと看做された。従つてこれらの人々は自由民の享有した處の様々なる公共權、例へば「民族集會の議決權」、「民族裁判所への參與權」、「抵抗權」、「居住移轉の自由權」、「土地所有權」、「貢納賦役の免除」等から除斥されてゐたのである。(註10) (固より古代獨逸民族の事實上の構成員は以上に盡きてゐたのではない。細見すれば自由民の中にあつても既に少數の抜ん出た貴族の存する事は姑く別としても、自由民と不自由民との間には *aldien* と呼ばれる者及び *liberi* と呼べる、「自由放置民」の介在してゐるのを見逃せぬ。然し前者に就いては、其起源上不自由民であり乍らも多少の權利享有を許され、財産貯蓄權、家族權等を民族法の保護の下に行使しえたといふ點に於て出色のものがあつたとしても、その經濟的地位に到つては不自由民一般とさ程異ならざる程に權利の實行が充分でなかつたとみればならず、更に又「自由放置民」に到つては西部ゲルマン地方にあるものにあつては一般に *aldien* と大差なく、又南部地方に屬するものにあつてはその一部は完全なる自由民と等しく權利の享有、行使を許されており、従つて自由民の一分肢を形づくつてお

るものとみる事が出来、又一部はより少き權利を賦與されたにすぎなかつた等、何れにしても自ら獨立なる一個の身分階級を形成してゐなかつたとみればならぬ。(註11)

さて上述の如き古代の身分組織の上に及ぶ變革は民族移動の終了と共に土着に伴ふ經濟生活の安定があり、フランク王國の成立となり、群小諸侯の征服が成就されるに及んで始まつた。即ち「一切の法と權利と自由の淵源」が民族共同體の手から國王の掌中に轉ずるに及んで國王に侍勤する近臣の中から所謂宰僚 (Beamtensherren) の社會的地位の高上がみられ、他方會ての自由民の頻々たる不自由民への轉落に伴ふて不自由民の社會的地位の高昇が結果されて來た。以下この推移の中に立入つてみる。(註12)

先づ第一に國王權力の増大と浸透は國王のために百般の事務を司どる僚吏の必要を愈々大ならしむると共にその地位の高揚を促した。國王との直接接觸の齎す國王權力のこれら僚吏への轉移、國王よりの報償としての土地私有其他諸收入の増加等は是等の人々をして一般自由民の間に擢んでしめた。同時にかくの如き社會的地位の上昇をみた僚吏は相互に結合の紐帶を Diensteszusammenhang のうちに求めるに到り、古代の Volks-Sippenrecht に代るるに Amtrecht, を出現せしめるに及んだのであつた。(註13)

斯くの如くに一方に於ては自由民の一部の者の僚吏階級への上昇があつたのに反して、他方に於ては他の一部の人々の社會的地位の降下が見られた。既にメロウインガー朝時代に於て、上述の如き僚吏「貴族」の増加、教會系莊園の確立發展、「保護關係」の成立展開等々の諸原因の外に經濟的に見て能ふ限り一般に多數の「從屬

民」を擁する事が必要となつた等の原因は相俟つて自由民の一部の者の社會的地位を低下せしめた。蓋し國王又は其他の人々の「土地贈與」は何れも多數の從屬民を添加して行はれねばならず、諸種の建築、戰役、等は多くの人々の使役を必要とし、莊園の自己經營、又は自己經營によらざる賃租の獲得に對する慾求は、或は多くの奴僕なり、賃借人なりを必要ならしめたからであり、他方、所有の不平等の愈々増大してゆくに伴ふて經濟的に脆弱な地位に残された人々は寧ろ好んで「保護關係」の中に入りくむ事によつて從屬民化する用意を多分に示してゐたが爲めである。(註14) 換言すれば古代に於ける血縁の如き自然紐帶に代位するに土地所有とそれへの何等かの形に於ける參與が結合の紐帶となり、「土地所有のみが經濟的な力でありその故に社會的妥當性をかちうる」に及んで自由民は自ら土地所有者となるべく國王との僚吏關係に入り込まざる限り、從屬民の地位に轉落して行かざるをえなかつたのである。

更に又第三に右の如き自由民階級に於ける經濟的社會的地位の推移は當然に不自由民階級におけるその變化を伴はざるを得なかつた。蓋し一方に於ては自由民の以上の如き地位の變化と共に不自由民を自らの下に隸屬せしめる可能なり意義なりの上に變化が結果され、そのために不自由民を隸屬せしめんとするならば當然この不自由民の地位が「自由放置民」のそれに迄高まらしめざるを得なかつたからであり、(註15) 又他方に於ては土地所有の擴大してゆくに伴ふて不自由民の必要は増大して來ており、傍ら漸くその勢力を増加しつつある教會の「自由」に關する教義も亦この必要なる不自由民の地位向上に作用する處があつたからである。(註16)

以上はこの小論が當面の問題としようとする背景の裡に入つてくる十世紀から十二世紀に到る時代以前に結果されてゐた身分組織の變遷である。従つて私の敘述は餘りにも多くを不必要と思はるゝ時代のそれに宛てられすぎてゐたかの様にみえよう。だが然し茲に私共は十世紀から十二世紀に涉る身分組織の變遷が實は全く右述の如きそれ以前の時代に見られた處の推移の延長である事を思ひ合はしてみねばならぬ。(註17)

筆を繼いで以上の如き推移の更なる展開をなほも跡づけてみよう。

先づ第一に自由民のなほもの轉落を窺ふてみる。カロリング期末期以後の時機に於ては會て自由民の經濟生活を脅威する事の多大であつた「Kompositions system」の施行は漸く弛緩しており、「民族法」上の「罰徴」も亦衰へて來てゐるのをみはするが、一方中央に對する公納、賦役は益々苛酷に追及せしめられ、他方地方的に愈々封建的な封領を自立せしめようとする司領フオググライの壓迫は次第に増してゆく。教會の側からする十分の一税の徵發は措くとしても十分の一税の徵發主體が次第に教會以外にも増えてゆく。(註18) 加之、この時代に及んで社會的不安の一般化が際立つて來た爲めに、換言すれば「莊園制度的な結合の圏外におかれると遺産や所有權の保護が全く望めない」(註19) 様になつて來たために自由民は自らの保安のために好んで苛酷な條件に於てさへも大莊園主や地方司領や教會と「保護隸屬關係」に入りこんでおり、愈々その地位を墮して行つたのである。(註20)

次に着眼を不自由民の上に轉じてこの時代に於ける著しい現象である處の不自由民階級内部の分化、詳言す

れば「吏官」Ministerialität「自由なる賃借人」、「不自由なる賃借人」、「土地を有せざる不自由民」に分化してゆく過程を眺めてみよう。

「吏官」の分化について見る。既述した如く國王その他の莊園の經營管理の必要は多くの官吏を必要にし、この必要に裏づけられて是等の人々の社會的經濟的地位は高まらざるを得なかつたが、是等の人々は何れも會て圃敷財産ホーフグーツの管理人として、或は持分地ヒューフェの監視者として又は手工業者の監督者としてあつたものゝ中から拔擢されて來たものに外ならぬ。(註21) 而して從來多くの官吏の中、直接莊園主圃敷ヘレンホーフに使役されてゐた人々はその生活の保證を賦勞圃敷フロンホーフの一般家計のうちに與へられ、莊司や林務司は生活の基本財を與へられており、手工業者、使傳人ボイケンローテの如きは一定の持分地を給付されてゐたのであつたが、是等の人々の必要の増大に伴ふて、賦勞圃敷に出づる「自然物給與」のみを以てしては最早や増加し來つた彼等の生活を需すには足りなくなつた爲めに、彼等に報ゆるに獨立の圃敷地ザールラント、賃租持分地、或は Rotland を以てするに到つた。(註22) こゝに彼等の經濟的基礎として Benefium が確立せしめらるゝに到つたのであるが、彼等は單にこの給與の保持増加に努めたのみでなしに更にこれを世襲的のものたらしむべく努めた。かくしてこの給與は彼等に對する賦役采領レイヘン又は官役采領の性質を帯びる事となつた。(註23) こゝにまで到れば是等の人々は右の如き經濟的基礎の上に明に「吏官」階級と呼ぶべき一の身分階級を組成するに到つたものとみる事が出來よう。

「自由なる賃借人」への分化についてみる。「自由なる賃借人」の名の下に總括さるゝ人々は當初は何れも從

屬民として莊園領主とのみ直接の從屬關係に立つてゐたのであるが、後に上述の如き吏官階級の擡頭があり、^{フオグダイ}代官組織の確立と共に彼等の從屬はこれらの吏官、代官へのそれに移らざるを得なかつた。(註24) この傾向に對して彼等は能ふ限り反抗を續け、賦勞開敷の地方權力よりの釋放を要求した。而して彼等のこの努力に極力援助を吝まなかつた者は大莊園主殊に教會系のそれに外ならない。蓋し是等の人々は曾て自らの下に忠實な執務吏にすぎなかつた處の者が次第にその權力範圍を擴大してゆくにつれて、自らの土地に對する支配の形式が漸次に實收支配から^{レンマンヘルンヤント}利收支配に推移して行くのを目睹しつゝあつたが爲めに、從屬民の勞働力を自らの傘下に擁しておくために彼等を束縛しておく事に關心を有せざる様になり、確實な賃租收入を擧げる爲めには寧ろ從屬民を凡ゆる束縛から自由ならしめる方が好ましいと思はるゝに到つたからであつた。殊に代官や莊司が益々是等の從屬民よりの収入の大部分を自らの掌中に獨占しつゝあつたのを目前にする時には然りであつた。(註25) かゝる理由に基く從屬民の自由解放策は代官、莊司組織との連絡に惱まざるゝ事の最も尠かつた教會系の莊園主によつて先づ企てられ、他の莊園主の間に普及して行つたのである。斯くして次第に自由を許容されて行つた賃借人は所謂 *Censuales* として十世紀から十二世紀にかけて益々其の數を増加して行つた。(註26) 固よりかくの如き地位の向上をみた「自由なる賃借人」も遂に吏官階級には及び得なかつた。彼等は後に都市民の一要素に轉化せざる限り主として農民たるの地位に止り、その所有も概ねは莊園主より世襲的に貸與された持分地に限られた。唯この限られた範圍内に於ては權利の保護を享け、又一の身分團體を結成する事に依つて

或程度迄の自律を得、以て後代に於ける農民階級の指導者となりえたのである。(註27)

「不自由なる賃借人」への分化についてみる。賦役持分地に在る奴僕の人格、財産の上に莊園主の從來把持し來つた處分權については既にカロリナー朝時代に於て著しく限定され始めており、奴僕の納入すべき賃料も略一定し、自己私有も或程度迄認められ始めてゐるのを見るが、この時代に入るに及んでは更に進んで彼等の賃借持分地に對する世襲制が認められており、ステルネツクの所謂「農耕」を「世襲的課題」ともつ獨立な身分階級の成立にまで及んでゐるのに氣づく。(註28) 固よりこの様の一般的地位の高まりにも拘はらず猶、彼等の上に及ぶ莊園主の處分權は本質的には保持されてゐたと言ひ得べく、又これらの不自由賃借人は上述の自由賃借人に比してより多く莊司や代官等の地方的權力の支配の下におかれた事を記憶しなければならぬ。(註29)

最後に「土地を有せざる不自由民」に就いてみる。是等の人々は何れも莊園主の圃敷や、莊司、代官、更に下つては自由賃借人、不自由賃借人の下にあつて様々な雜用に當りつゝあつた人々であるが、彼等も亦不自由民中の他の地位にある人々の社會的經濟的地位の向上と共にその地位も高められはしたが、その經濟活動に對してもつ重要さは寧ろ次第に失はれて行つたとみななければならぬ。蓋し後述する様に、莊園制度に於て圃敷地經營の衰へてゆくと共に、且つこれに伴ふて賃貸又は采領化の増加してゆくと共に、是等の人々の提供する勞働力に對する需要は次第に減少したのみならず、莊園内部に於ける分業の發生(これも後出)は様々の仕事に携はりつゝあつた是等の人々の仕事をして次第に獨立せしむるに到り、彼等はこの仕事の傍ら、或は圃敷地に

於て土地を給與せられ、或は圃敷地に住家を所有しうるに及んでその地位は上にみた如き *Censuales* 又は自由賃借人のそれに近づく様になつたからである。(註30)

以上私は十世紀十二世紀の間に於ける自由民不自由民の社會的地位の推移を眺め、前者については僚吏階級の成立、他の自由民部分の轉落、後者については吏官階級の分化、自由賃借人、不自由賃借人、土地なき不自由民についてそれぞれの地位を案じ來つた。僚吏階級と吏官階級がその社會的機能、地位に於て相近似し或場合に於ては全く同一のものとなつた事は更めて説く迄もないであらう。又土地なき不自由民が聽て手工業者として現れてくるものに外ならなかつた事を念頭にするならば、以上の身分組織の推移に關する考察は官僚階級農民階級及び手工業者階級に落付いてゆく經路の概觀ともみる事が出來よう。而して後にみる様に之等の諸身分階級への分散は明に莊園制度の、殊にその自己經營の次第に薄れ、愈々收利經營化してゆく過程を物語るもの、ランプレヒトの所謂、自由なる土地利用形式の發展、采領制度の普及を示してゐるものに外ならないとも考へられよう。

而してこれらの身分組織の變革が結果して來た處の「新秩序に對する構成原理」をステルネックに従ふて身分上の對立が「國民經濟的基礎」の上に可能にされたといふ事のうちに求むべきであるならば(註31)この様な身分組織の變遷の蔭に動いてゐる「國民經濟的」な分業といふ事情は又之等の身分階級と相並んで都市に於ける市民階級の成立の上にも作用して來てゐる事を思ひ合はしてみなければならぬ。即ち略十世紀以後に於て

都市の市民層が獨立なる身分階級として成立し始め、都市の發展につれて益々集中してくる雜多なる要素を自らの中に同化してゆく中に、一方早くも自らの階級内に分化を招來する迄に立ち到つており、他方地方に拮抗して愈々都市民たる統一的權利を確立せしめて行く過程をみる事が出来る。而してかゝる市民階級の分化、統一が再び他の諸身分階級の上に様々なる作用を及ぼして行つた姿をもみる事が出来る。然しこの事に關聯する詳細な敘述は都市經濟成立後の經濟生活の進展をみてゆく機會に譲らうと思ふ。

第叁節 莊司の經濟的獨立

ステルネックは此時代に於て莊園制度の蒙つた一切の變化は其一般的な原因を自己經營の衰頹と莊司所有の獨立の裡にもつておると述べてゐる。(註³²) 本節に於ては右の中後の事情を興味を中心としつゝこれに關聯する限りに於て前者にふれてみる。この事は次節と相俟つて莊司組織(Villikations system)の崩潰してゆく過程を窺ふ事に外ならない。

一應莊園制度の組織内に莊司マイエルと呼ぶるゝ官職が如何なる様式と地位に於て編みこまれてゐるかを概觀しておく必要がある。然しこの事の爲めには私共は國王系の土地所有と其他の貴族、教會等の土地所有との間には異なる特徴があり、これに應じて各々の場合に於ける組織に異なるものがあり、従つて又莊司の機能、地位にも相違が現れてゐる事を思ひ起さねばならぬ。

先づ國王系の莊園制度と莊司との關係についてみる。國王系の土地所有の特長は他の場合とは異なり「分散^{ストロイ}所有^{ベジツ}ではなくして一平方哩乃至二平方哩の、又例外的には五乃至六平方哩の封鎖的所有よりなる」(註33) 點に潜む。而して國王系の土地所有は中央的のものと地方的のものに分たる。前者は姑く措くとして後者(賦勞圃敷、分離地^{フオアウエルケ}、水車小屋等を含む)はその最高管理者として Index をもつておりその下に多くの下級屬吏が置かれてゐる。今の場合 Index の地位、機能に立入るの要はない。その下にたつ屬吏のみが問題となる。一般に^{フィスキウス}國庫地には二個の經營部門が存在した。一は農耕に當る賦勞圃敷に關するもの、他は森林養植、畜馬等に當る特殊部門であつた。この各部門にはそれぞれ管理長が存在したのであるが、中に就いて前者即ち賦勞圃敷の長としてあつたのがこゝに云ふ莊司に外ならぬ。(註34) 而して一般に右の如き管理者が給付を受くる給與^{ゲルデ}の形式には三様のものがあつた。即ち(イ)相當のベネフィキウムを給與されてゐたもの。(ロ)莊園内の持分地^{ヒユフエ}を給與されたもの、(ハ)國庫地の經營收入中から年金^{ブレベンデ}の形で給與されたもの、であつたが莊司の給與は概ねこの(イ)又は(ロ)の形式によつたのである。莊司の地位が殊に重要視されておつた場合にあつては特に(イ)の様式が選ばれた。蓋し(ロ)及び(ハ)の場合にあつてはそれに伴ふ社會的地位は何れも「圃敷從屬的^{ホーフヘリク}」であつたが、(イ)にあつてのみ全く自由のものだつたからである。(註35) (後述の如く歴史の經過に伴ふて國王系が地方的に分散獨立し始める事愈々甚しきに及んで Index は十三世紀前後にその姿を消し去つたか又は地方の國庫地内に都市的な所在が存した場合にはこの所在長に轉化し去つたのであつた。)(註36)

第二に國王系に非ざる莊園制度と莊司との關係を窺ふてみる。この場合には前述の如き Index に當るものは存せず、中央地區に於ける吏僚を別とするならば、最高の管理者は國王系の場合に於けると略其性質を同じうする莊司であつた。唯略十二世紀前後に於て「グラフ種」の崩潰と莊園制度を特に法的制度に轉質せしめんとする傾向の増大と共に莊園組織の上に多少の變化が現れ、賦勞圃敷に於ては經濟機能と法律機能との峻別が見受けらるゝに及んで重點が特に法律機能の上におかるゝ様になり、其爲めに(イ)莊司の外に「地區長」^{シュネルトハイツ}を任命するか、(ロ)又は莊司自らが裁判官又は地區長たるの呼稱を兼ねるに到つた。更に又この裁判行政の爲めに中央と賦勞圃敷との仲介を爲す者の存在が必要とされるに及んでこの任に當るものとして、(イ)莊司が從來の資格を猶保有しておる場合にあつては地區長をして(ロ)地區長といふ呼稱が既に圃敷の管長を示すものとして用ひられてゐる場合にあつては最高地區長を任命して其衝に當らしめたのである。(註37) 而して以上何れの場合に於ても莊司は莊司たるの資格に於て(イ)賦勞圃敷の管理者であるのみならず(ロ) *Gehöfeland* の監視者として更に又(ハ) *Beundeland* の監督者としての職能をもつてゐた。(而して又其外に十分の一税の徵稅官たる點を別すれば、莊園主が同時にマルクの最高支配者たる場合には莊司は同時に^{アレメンテ}入相地利用の管理者でもあつた。(註38) さて以上の如き職能を營む莊司の地位は何れも「土地從屬的」^{グレンデヘリク}のものであつたがそれに與へらるゝ給與は(イ) *Beneficium* としてか(ロ)賃貸料、地代の一部としてか又は(ハ)兩者(イ)、(ロ)を指す)の併與としてかの形式をとつた。(註39) 唯然し十一、二世紀から三世紀にかけて莊司の經濟的獨立が愈々遂げられてゆく事となつて以來は就中(ロ)、(ハ)

の形式によるものが増加して來たのをみる。(註40)

以上私共は國王系及び其以外の莊園制度と莊司との關係について概觀し來た。以下かゝる職能と地位とを有する莊司の經濟活動の獨立してゆく跡をみる事となつたが、それに先立つて尙一應莊園制度に於ける土地所有の姿と自己經營の地位に就いて一瞥を投じておかねばならぬ。

莊園主の土地に對する形式的な所有關係と實質的なそれとの間には可成りの距離があり、此時代に及んで前者の關係は地代莊園制化レンダンヘアシヤントしつゝ、「最高所有權」オウアアイケンツウムの形式に移ると共に後者の關係に於てはその實際上の所有が或は騎士に、或は莊司に、或は農民に收められるに到つてゐるのを發見する。今この點は姑く別として、形式的な所有關係についてみるも各莊園の所有者の間に所有權の移轉に於ける可成りの推移がこの時代に於て顯著になつて來てゐるのに氣づく。ステルネットの所謂「生産過程の新しき本質的な要素」(註41)として土地所有が一般經濟生活の規制的原理でありえた事情は略カロリナー朝末期に於て大體消無したとみる事が出来るにしても(註42)土地所有の大いさは何れの形式の莊園制度の場合にあつてもカロリナー朝末期に於けるよりもそれ以後に於て遙に増加して來てゐるの見逃せぬ。(註43)然しこの形式的に増加したかにみゆる土地所有も仔細に之をみれば、各莊園主の間に勢力の消長があり、それに應じて移動の現れてゐるのをみる。先づ第一に國王系の土地所有についてみるに、古來保持し來つた王領地の大部分は經濟的には實收の極めて寡少な采領所レイレイン有關係にか又は Reichs-Kirchengut の關係に轉化してゐる。(註44) (山林は特に貴族中の最高地位にあつた人々の手に

轉移し、叙位争ひの爲めに王立教會財に對する利用の道が絶たれたのが右の如き推移の原因であつた。又新領地の獲得も、或は封地として或は教會への贈與として失はれ、既得地の喪失を補ふに足りなかつた。第二に教會系の土地所有にあつては、國王、諸侯、其他教會に歸依する「自由民」よりの献納によつて増加をみる事は出來たが、それとても時代の経過の裡には様々な方面への貸付の道行に於て次第に獨立せしめられてゆくのを免れなかつた。(註45) 一般に教會系の土地所有は形式的には十世紀以後も増加したとみる事が出来るにしても、それよりする經濟的實收は十二世紀に及んで頗る衰へてゐるのを發見する。(註46) これに引換へて第三に地方諸侯系の土地所有者の増加は極めて著しく、國王又は教會の手中から失はれてゆくものゝ大部分は地方諸侯の (Herzoge や Reichsfürsten) 手に集められてその權力伸長の基礎となつたのである。(註47) もとよりこれらの一度増加せしめられた土地所有と雖も又再び彼等に依つて貸付采領化せしめられ、従つて又分散し獨立せしめられて行つた事は云ふまでもなし。

着眼をこの如き分配關係を示してゐる土地所有と自己經營との關係の上に移してみる。莊園制度の下にある土地の全體的な大いさを數學的な形に於て現す事が困難である様に、自己經營のみに當てらるゝ部分の大いさを測る事も至難の様である。唯一般的な概括を試みるならば地方諸侯の場合にあつては自己經營の割合は他の場合のそれよりも小であつた事(註48)及び一々の場合の圃敷地經營ザールランドについてみればそれが一般に小經營であつた事(註49)等の當面の問題については寧ろ非本質的な事情のみ窮知しうるにすぎぬ。今これらの點に於ける不

明さは姑く別としても、カロリంగాー朝以後圃敷地經營のもつ重要さは何れの様式の莊園制度の場合にあつても一般に減じてゆく傾向をみる事が出来る。(註50) 而してその一般的な原因としては(イ)自己經營が自ら莊園制度から遠ざかつてゆく過程に作用するものと、(ロ)逆に莊園制度自らが自己經營から遠ざかつてゆく過程に作用するものとの二に分別する事が許されようと思ふ。(イ)に屬する原因のうちにあつて最も重要なものはこゝに窺はんとする、莊司の獨立であり、(ロ)に屬するものについてはその一部分は次節に述ぶるとして、今その一般を略記するならば大體次の如きものであらう。その事情を左の四に分つ。(ロ)ノ一。各莊園主は其土地増大に伴ふて實際その經營に當る事から、土地に對する支配權を次第に所謂地代莊園制度化せしめて行つた。而してこの傾向は吏僚の多數を必要ならしめ、所謂「采領制度」の發達となり、最初は單純なる管理を委ねたにすぎなかつた土地が益々獨立してゆく機縁を作つた。(ロ)ノ二。土地所有の増大はその經營のためにする從屬民の多數を必要ならしめ、延ひて從屬民の社會的地位の上昇となり、經濟的獨立の機縁を作る事となり、従つて之等の人々の間に自己經營が分散獨立せしめられた。(ロ)ノ三。圃敷内の手工業者等の分業に基く獨立、奴隸を供給する源泉の枯渴、「自由、不自由賃借人」の獨立等のために、自己經營に必要な勞働力を見出しえざるに到つた。(ロ)ノ四。次節に述ぶる如く獨乙の地勢は優良地に於ては小經營に適しておるものがあり、この小經營地の分散は、中央權力の衰へてゆくと相互關聯して、監督權を離るゝに到つた。私の所謂第二種の事情は略右の如きものであるが、是等のものについては後に再說する機會があるとして茲では當面の事情として第一種の事情

即ち莊司の經濟的獨立のみをとり出して考へてみる。

よし國王系土地所有に於て莊司に任命せられた者には勢望を有する身分階級出身の者は稀れであり、國王は寧ろ計畫的に農耕に従事しつゝある中等身分階級の者を採用したとしても、更に又是等の莊司には概ね容易に中央より監督しうる程の土地を委ねられたにすぎなかつたとしても(註51)一般に吏僚階級の社會的地位の上昇と並行して莊司のそれも又高まり、采領制度化の作用は茲にも及んで莊司所有の獨立を結果したとみねばならぬ。殊にランプレヒトの所謂、國王系土地所有の著しい特長である處の分散所有に非ざるといふ事情も略十世紀以後については云爲しえずになつて以來(註52)何れの形式の土地所有に於てもその莊司所有の分散性と中央權力の失墜に伴ふ監督の不充分さは益々莊司所有の經濟的獨立を効果して行つたものとみる事が出来る。

而して既に述べた如き莊司に對する様々なる給與の形式も後には「實收割當」(Erttagquoten)を給與する形式が盛となり(註53)園藝、牧畜等の場合に於ては全實收の一定割合を貢納として提供すれば足りる事を許され更に後に到つては莊司はその管理する圃敷財に就き、全收入を引渡し又は計算する事をなさず莊司圃敷全體をその給與として支給さるゝ事となり、この關係は益々進展して十二世紀後半に及べば莊司は最早「莊園制度的な圃敷經營のための一切の需要に對する契約的な交附者」(Lieferant)たるにすぎぬ(註54)迄に到つてゐる。茲に及んでは莊司は莊園主に對して全く一定の貢納を果せば足りる事となり、更にこの貢納が自然物貢納から貨幣貢納に變るに及んでその經濟的活動は益々獨立の程度と範圍を増し以て莊園主の自己經營を崩潰せしめる事

となつた。

それのみではない。莊司はこの關係に更に一步を進めて積極的に莊園主に代つてその *Villikation* に屬する一切の貢納賦役を自ら制定し、享有し、一切の公共の權利をその掌中に收めんと力めたのみでなしに、進んでヅイリカチオンに屬する所有の原始的なる大いさを擴大せんと努むるに到つてゐる。(註55) 固よりかゝる試みに對する莊園主の反抗もなかつたのではないが、其効を奏すべく既に「莊司の地位は餘りに強くなつて來ており莊園主の自己經營に對する行爲能力は餘りにも弱小になつてゐたのである。」(註56) 殊に莊司職の世襲化の傾向はこの事態を愈々促進せしめた。蓋し彼等は世襲的に莊司所有を管理する事となつて以來、自ら、その下に屬すべき各種の吏僚を任命し以てその圃敷やベネフィシユムの上に他の騎士階級同様に「城塞」^{ブルグ}を築き、好んで貴族階級と姻戚關係を結ぶに到つた。(註57)

更に今一步を進めて煩雜を忍び乍ら此時代に於ける莊園制度の *Salland* (圃敷地) の、征服、植民又は新規耕作による増加も亦同様に次第に莊園主の手から失はれて行つた過程を瞥見しよう。斯様な新規開墾地の經營は當初は *Sahlöfe* によつて行はれたものに違ひなかつたのであるが、それとても最早會ての時代に見られた如くに圃敷地^{ゲールラント}に於ける勞働力の餘剰をこゝに差向ける事によつて行はれたものではなく、或は自己經營が衰へた爲めに、或は既に莊司の經濟的獨立が著しき程度に及んでゐる爲めに、*Sahlöfe* が最早利用する必要を見ずになつてゐる賦役勞働を茲に振向けて開墾が行はれたにすぎぬ。而してこの開墾や植民の場合に於て經營は總てその

事に當る Froner 全部の共同の擔當としてか又は莊司の獨立な指導の下にか營まれたのであるが、後にこの二つの形式は相合して經營は「共同體」の手によつて行はるゝ事となり、莊司はこの「共同體」の支配者として臨むに到つたのである。(註58) かゝる關係の進展は獨り新規の開墾地の場合のみに限られたものではない。森林、葡萄畑等についても同様の事態の進展が見受けられるのである。(註59)

要約してみる。莊司が Vikation に屬する一切の莊園主の財産管理に就いて、ランプレヒトの所謂單純なる「財務官」たりしにすぎぬ姿から出發して、總てこれらの財産よりする莊司の貢納其他の義務が一定額のものとなるに到つて莊司の實際經營に當る餘地が増加すると共に莊園主に對する獨立が始端され、更に進んで一切の貸貸財よりする貢納賦役に對する完全なる處分權が莊司の手に移轉するに及んで、獨立經營としての莊司經營は經濟的に確立され、莊司職の世襲となり其社會的地位の上昇となるにつれてかゝる獨立なる莊司經營に對する一般的是認が與へられたものとみる事が出來よう。

もとより莊園制度の自己經營の崩潰はこゝにのみその唯一の原因をもつてゐるとはいへぬ。故に私は茲に節を改めて注目を農民の經濟活動の獨立の上に移す事によつて、こゝに洩れた他の自己經營崩潰の諸原因に觸れる事とする。(未完)

附註：——

- 1) Alfons Dopsch, Die Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit, Bd II, S. 95 f.
 - 2) Theodor Mayer, Deutsche Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters, S. 45.
 - 3) Hans Proeslar, Die Epochen der deutschen Wirtschaftsentwicklung. 參照。
Georg von Below, Die Probleme der Wirtschaftsgeschichte 參照。
 - 4) Horst Jecht, Wesen und Formen der Finanzwirtschaft, S. 122.
 - 5) Inama Sternegg, Deutsche Wirtschaftsgeschichte, Bd III 1, S. 39.
 - 6) Julian Borchardt, Deutsche Wirtschaftsgeschichte von der urzeit zur Gegenwart, Bd I, S. 176.
 - 7) Ebenda. Bd II, S. 264 參照。
 - 8) Inama Sternegg, a, a, O. S. 36 f.
 - 9) Julian Borchardt, a, a, O. Bd II, S. 264 f.
-
- 10) Inama Sternegg, a. a. O. Bd I, S. 63—66.
 - 11) Ebenda, S. 65—69.
 - 12) Ebenda, S. 71 f.
 - 13) Ebenda, S. 77.
 - 14) Ebenda, S. 78 f.
 - 15) Ebenda, S. 83, 86—7.
 - 16) Ebenda, S. 83, 87.
 - 17) Ebenda, Bd II, S. 38.
 - 18) Ebenda, S. 39—40.
 - 19) Ebenda, S. 43.
 - 20) Ebenda, S. 46 f.
 - 21) Ebenda, S. 51—52.
 - 22) Ebenda, S. 57.
 - 23) Ebenda, S. 58.
 - 24) Ebenda, S. 61—2.
 - 25) Ebenda, S. 63.
 - 26) Ebenda, S, 65.
 - 27) Ebenda, S. 66—8.

- 28) Ebenda, S. 69—70.
- 29) Ebenda, S. 72—3.
- 30) Ebenda, S. 76—7.
- 31) Ebenda, Bd III, S. 38—9.
- 32) Ebenda, Bd II, S. 174.
- 33) Karl Lamprecht, Wirtschaftsleben im Mittelalter, Bd I 2, S. 713—717.
- 34) Ebenda, S. 724.
- 35) Ebenda, S. 724.
- 36) Ebenda, S. 726—730.
- 37) Ebenda, S. 736—37.
- 38) Ebenda, S. 761.
- 39) Ebenda, S. 768.
- 40) Ebenda, S. 769.
- 41) Inama Sternegg, a. a. O. Bd II, S. 109.
- 42) Ebenda, S. 110.
- 43) Ebenda, S. 138.
- 44) Ebenda, S. 138,

- 45) Ebenda, S. 138—9.
- 46) Ebenda, S. 139.
- 47) Ebenda, S. 139.
- 48) Ebenda, S. 156—162.
- 49) Ebenda, S. 158.
- 50) Ebenda, S. 156—162.
- 51) Ebenda, S. 167—8.
- 52) Ebenda, S. 142—3.
- 53) Ebenda, S. 168.
- 54) Ebenda, S. 169—70.
- 55) Ebenda, S. 170—2.
- 56) Ebenda, S. 172.
- 57) Ebenda, S. 173—4.
- 58) Ebenda, S. 176—7.
- 59) Ebenda, S. 179—182.